

国民の期待に応える刑事司法（審議用レジュメ改訂版）*

00/07/25

1. 刑事司法に対する国民の期待 - その使命・役割 - （水原レポート1.-(1)・1頁）

論点整理 刑事司法は、本来、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、的確に犯罪を認知・検挙し、公正な手続を通じて、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑罰権の実現を図ることにより、社会の秩序を維持し、国民の安全な生活を確保することをその使命とする。

(1) 21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割

- 国民が刑事司法に期待するものはなにか。 -

cf. 実体的真実の発見による適正かつ迅速な犯罪者の処分、適正手続の保障、両者の調和による国民の安全な生活の確保、犯罪者の改善更生、被害者等の保護

(2) 我が国の刑事司法システムが国民の期待に十分応えていくためにはどうあるべきか。

刑事司法の意義は、犯人を迅速に検挙し、捜査、起訴、公判審理を経て適正な刑罰を与えることを通じて罪を犯したものの矯正をはかるとともに、国民の自由で安全な生活を保障することにある。国家の犯罪捜査等の強制権限はまさにこのような刑事司法の役割・意義によってのみ正当化される。ただし、捜査機関の活動は本来的に国民の基本的人権と対立する性格を持っていることは必要かつ十分に認識される必要がある。憲法・刑訴法が想定した世界は、「適正手続の保障」の上での「真実発見」であり、両者のバランス論は、人権擁護の側にテコの支点が寄るべきものと解するべき。

刑事司法に対する国民の期待に応えていくために、法曹三者が果たすべき役割が的確に果たしているのか、謙虚に熱意を持ってそれぞれが抱えている反省点・課題につき、検討を加え、改革を追求していくことが求められている。（高木）

我が国の刑事司法は、「精密司法」と呼ばれ、真実追究を旨とする十分な捜査と慎重な起訴、詳細な公判審理、犯罪者の処罰のみならずその更生・社会復帰にも重点を置くという特徴を有しており、現在も基本的な支持を失っているわけではない。したがって、こうした特徴を大きく損なうような制度改革は行うべきではないが、近時の社会構造・国民意識の変化、とりわけ社会秩序を基礎から支えてきたコミュニティの解体、社会の倫理観や教育機能の低下などの新たな状況の中で、真実発見の必

* は高木委員、山本委員のレポート中の関連部分の要旨である。

要性と人権擁護のバランスに留意した所要の見直しが求められる。(山本)

2. 刑事裁判の充実・迅速化

論点整理 刑事裁判についてはおおむね迅速に運営されているものの、国民が注目する重大複雑な刑事事件のなかには、一審の審理だけでも相当長期間かかるものがある。こうしたことが国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因ともなっていることから、適正・迅速な審理を実現するための方策について検討することが必要であろう。

(1) 現状認識 (参考資料 3 ~ 8) (水原レポート2.-(1)・3 ~ 4 頁)

世間の耳目を集めるような特定の複雑重大事件に関しては、審理の異常な長期化が見られる。これは、被告人という不安定な立場が長期間継続することによる人権保障上の問題を生じさせる一方で、犯罪の風化をもたらし、正義の実現が阻害されることによって刑事司法に対する国民の信頼を揺るがす結果となっている。(山本)

(2) 具体的方策 (全体として参考資料 11)

ア 公判期日の集中・連続化のための方策 (水原レポート2.-(2)-ア・4 頁)

(ア) 公判期日の集中・連続化に対応し得る弁護体制 (参考資料 28、29)

【検討すべき事項】

公設弁護人事務所制度の導入・制度の内容等

公的刑事弁護の運営主体に雇用される常勤弁護士制度の導入

法律事務所の法人化

国選弁護制度の拡充・強化のための方策

後記の被疑者・被告人の公的刑事弁護制度との関連にも留意する必要。

集中審理のためには弁護士の体制整備が大きなポイント、この点で、被疑者段階からの一貫した公的弁護制度の確立が不可欠であるとともに、弁護士事務所の法人化・共同化が重要。また、裁判官、検察官、裁判所職員、検察庁職員の質的向上・増員が必要。(山本)

国選弁護の拡充・強化(国費による公設弁護人事務所を設けることには意味があり、被疑者段階の国選弁護制度を担う公設弁護人事務所と一体的に考えるのも一案)。(高木)

(イ) 第一審の審理期間や公判期日の開廷間隔（上限）の法定の是非・内容

【検討すべき事項】

具体的な期間

実効性を確保するための条件整備

被告人の防御権行使への配慮の必要性

(ウ) その他

【検討すべき事項】

刑事弁護活動に関する公的責務の在り方（例えば正当事由のない辞任の制限など）

弁護人の辞任・解任による審理の頓挫という事例が見られたが、公的弁護制度の導入と併せて私選弁護人についても、刑事弁護活動に関する公的責務の在り方、例えば正当事由のない辞任の制限なども考えられてよい。裁判官の交代に関しても審理の中断が生じないように配慮がなされるべき。（山本）

イ 公判の充実・迅速化のための争点整理手続の在り方

(参考資料 10) (水原レポート2.-(2)-ウ・5頁)

【検討すべき事項】

現行の争点整理の機能不全の原因

争点整理の実効化のための方策（裁判所の関与の在り方等）

早期の争点整理は裁判の充実・迅速化を図るための重要な課題。現行の仕組みが有効に機能していないとすればその改善を考える必要。（高木）

争点整理を中心とした事前の準備が審理の効率化のために重要。刑訴規則上の事前準備が機能していない現状を踏まえ、これを義務づけることなどによって活用を図る努力が必要。（山本）

ウ 証拠開示（主に検察官による証拠開示について）

(参考資料 9) (水原レポート2.-(2)-イ・4～5頁)

(ア) 公判の充実・迅速化の観点からの証拠開示の在り方

(イ) 証拠開示の時期

【検討すべき事項】

証拠開示の現状

証拠開示の拡充（範囲・程度・時期）

証拠開示の拡充のための条件整備の必要性

- ・ 争点整理手続との関連性
- ・ 関係者等の名誉・プライバシー保護、重要証人等に対する威迫等の罪証隠滅の防止のための方策

被告人側の証拠開示の在り方

起訴前の証拠開示の是非等

当事者主義を実質化（実質的対等）するため、検察官手持ち証拠は被告人においても利用できるものと考えべきであり、全面的開示を行うべき。（高木）

早期の争点整理に資する観点からは検察官手持ち証拠の開示を積極的に考えていく必要があるが、他方で、開示による関係者のプライバシーや名誉が害されるおそれもある。現状の枠組み（裁判長が諸般の事情を勘案して開示を命ずる）の中でより積極的な判断を求めていくことが現実的。（山本）

エ 裁判所の訴訟指揮権の実効性を確保するための方策について

（水原レポート2.-（2）-オ・5～6頁）

【検討すべき事項】

裁判所の訴訟指揮権行使の現状（当事者の協力等）

法廷侮辱罪等を設けることの是非

被告人の防御権行使への配慮の必要性

裁判所による適切かつ有効な訴訟指揮権の行使は裁判の充実・迅速化に資するが、その前提として検察官手持ち証拠の全面的開示が前提条件として整備される必要。なお、訴訟指揮権との関係で裁判所侮辱罪を設けることについては被告人の防御権を侵害するおそれがあることに留意すべき。（高木）

手続の進行に関する裁判長の訴訟指揮権の明確化・強化の方策の検討が必要。（山本）

オ 直接主義・口頭主義の実質化（公判の活性化）のための方策

【検討すべき事項】

公判審理の実状

伝聞法則とその例外の在り方

書証の取調べが中心の裁判（調書裁判）は、公判審理における直接主義・口頭主義を衰弱させ、伝聞法則を形骸化し、新刑訴法の理念を後退させるものである。（高木）

力 争いのある事件とない事件の区別 (捜査・公判手続の合理化・効率化ないし重点化のために考えられる方策) (参考資料 17) (水原レポート2-(2)-エ・5 頁)

【検討すべき事項】

有罪答弁制度(アラインメント)

- ・ 導入の是非 (真実発見の要請との関係など)
- ・ 制度の具体的な在り方

現行制度 (略式請求手続、簡易公判手続) の改善

アラインメントの導入によって簡易迅速な事件処理が可能となるという論理のみに目を奪われることなく、それによる冤罪の発生を防止するための被疑者国選弁護制度の導入や証拠の事前全面開示が行われることなどの条件整備が前提となることに留意すべき。(高木)

有罪答弁については、得られる合理化メリットとの比較の上で、真実発見が後退することへの国民の意識如何などについて議論を深める必要。(山本)

3. 被疑者・被告人の公的弁護制度の在り方

(現状に関して、参考資料 26、27、水原レポート4-(1)・10 ~ 11 頁)

論点整理 刑事司法の公正さの確保という点からは、被疑者・被告人の権利を適切に保護することが肝要であるが、そのために格別重要な意味を持つのが、弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保することである。しかるに、資力が十分でないなどの理由で自ら弁護人を依頼することのできない者については、現行法では、起訴されて被告人となった以後に国選弁護人を付すことが認められているにとどまる。被疑者については、弁護士会の当番弁護士制度や法律扶助協会の任意の扶助事業によって、その空白を埋めるべく努力されてきたが、そのような形での対処には自ずと限界がある(関連して、少年事件の弁護士付添人についても、ほぼ同様の状況にある)。これに加え、上述の適正・迅速な刑事裁判の実現を可能にする上でも、刑事弁護体制の整備が重要となる。このような意味から、少年事件をも視野に入れつつ、被疑者・被告人に対する公的弁護制度の整備とその条件につき幅広く検討することが必要である。

(1) 公的費用による被疑者弁護制度について (参考資料 28 ~ 30) (水原レポート4-(2)-ア・11 ~ 13 頁)

ア 導入の意義・必要性

被疑者国選弁護制度の導入は、刑事司法改革の不可欠の前提である。(高木)
真実追究に重点を置く我が国刑事司法は、捜査における被疑者の取調べのウェイトが大きく被疑者段階での弁護活動の重要さは容易に推測できるところであり、何らかの形で被疑者・被告人を通じて一貫した公的弁護制度の確立を急ぐべき。(山本)

イ 導入のための具体的制度の在り方

(ア) 導入方式

【検討すべき事項】

国選弁護制度、法律扶助制度、公設弁護人事務所制度等

(イ) 制度の運営主体

【検討すべき事項】

国の直接運営、公的性格を持つ法人(特殊法人、認可法人、指定法人等)

(ウ) 導入に伴う問題ないし条件

【検討すべき事項】

弁護士偏在、集中審理(充実・迅速化)に対応し得る弁護体制

公設弁護人事務所制度、公的刑事弁護の運営主体に常勤弁護士を置く制度等

弁護士の公的活動への参加の確保

弁護士会としても、弁護士偏在の問題や公益的な活動へのレベルの高い参加など、課題の改善に全力を尽くすべき。(高木)

公費投入に見合った弁護活動の評価、コントロールシステムの在り方

(参考資料 31 ~ 34)

評価、コントロールの対象・内容(弁護権の保障との関係)

評価の基準、評価の主体・構成

適正を欠く弁護活動への対処の在り方

公的な制度であることや「国民感情」を理由に過度に弁護人の活動に規制を加えたり、介入したりすることは戒めなければならない。(高木)
税金を投入する以上、これに基づく弁護活動の適正さを担保するため一定のチェックをかけうる形とすること、あるいは資力のある被疑者について適正な自己負担を求めることなどを考慮した制度設計が重要。
(山本)

(工) 導入の範囲

【検討すべき事項】

導入する事件の範囲（重大事件、身柄事件に限定するかなど）
障害者、年少者等

(2) 被告人に対する国選弁護制度について

【検討すべき事項】

被疑者・被告人を通じた統一的公的刑事弁護制度の確立の必要性

国選弁護の拡充・強化（…）(再掲) (高木)

(3) 少年審判手続における公的付添人制度 (参考資料 35、36)

【検討すべき事項】

少年審判手続の構造との関係（検察官の出席等）
必要的弁護士付添人制度
家裁の後見的機能との関係
付添人となる弁護士を確保するための条件整備

必要的弁護士付添人制度、国費による弁護士付添人制度の創設が必要。(高木)

4. 新たな時代における捜査・公判手続の在り方

(現状に関して、参考資料 12、水原レポート3-(1)・6～8頁)

論点整理 我が国の社会・経済が急速な変化を遂げつつある今日、犯罪の動向も複雑化・凶悪化・組織化・国際化の度合いを強めているが、従来の捜査・公判手続の在り方ないし手法ではこれに十分対応し切れず、刑事司法はその機能を十分発揮しがたい状況に直面しつつある。そこで、刑事司法がその本来の使命を適切に果たせるよう、人権保障に関する国際的動向も踏まえつつ、新たな時代に対応した捜査・公判手続の在り方を検討すべきである。

(1) 新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方

ア 問題状況

イ 具体的方策 (参考資料 13、15)

(ア) 刑事免責制度等の新たな捜査手法の導入 (水原レポート3.-(2)-ア・8～9頁)

「おとり捜査」、「司法取引」、「刑事免責」といった課題については、人権侵害の危険性、正義の実現との違和感などから、犯罪発生件数が先進国中で抜きん出て少ない我が国に海外で発展した手法を安易に取り入れることには抵抗があるが、他方で、犯罪の質的变化への対応という課題の下、タブー視することなくそれらの手法も有力な選択肢の一つとして広く議論されるべき。その際にはオールオアナッシングではなく弊害をできるだけ生じさせない制度的工夫と併せて議論すべき。(山本)

刑事免責制度の導入の是非 (参考資料 16)

【検討すべき事項】

組織犯罪等への有効な対処方策である一方、内容虚偽の供述を誘発するおそれ、国民の法感情、公正感に反するおそれなどの問題をどのように考えるか。

制度の具体的在り方(罪責自体の免除か証拠としての使用免除か等)

非協力な参考人等への対策

【検討すべき事項】

捜査段階における参考人勾引あるいは出頭強制の制度、現行法上の起訴前証人尋問の拡充

参考人保護のための方策

捜査・公判に対する一般国民の協力を確保する前提条件として何より大切なのは、証人の保護方策の強化など一般国民が安心して証人になれる環境の整備である。(山本)

その他の手法(おとり捜査の拡充等)

(イ) 国際捜査・司法共助制度の拡充強化

(参考資料 18、19)(水原レポート3.-(2)-イ・9頁)

犯罪の国際化等を踏まえ、捜査・司法共助制度の一層の拡充・強化をはっていくことは当然の方向である。(高木)

(2) 被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題 (水原レポート3.-(2)-エ・9頁)

国際人権(自由権)規約は、各国固有の価値観・社会通念・社会状況を超えた普遍性のある国際的ルールであり、同規約委員会の勧告は真摯に受け止める必要がある。(高木)

「無罪推定の原則」を再確認し、徹底を期すべき。任意の取調べはもちろん身柄を拘束する場合も被疑者は人間らしい取扱いを受けなければならない。また、この原則は、捜査段階だけでなく公判においても担保されなければならない。(高木)

ア 被疑者・被告人の身柄拘束に関連して指摘されている問題点(代用監獄の在り方、起訴前保釈制度、被疑者と弁護人の接見交通の在り方、令状審査・保釈請求に対する判断の在り方)への対応方策について(参考資料14、21～23)

(ア) 代用監獄の在り方

【検討すべき事項】

代用監獄の現状

代用監獄の弊害を防止する方策

- ・警察における捜査部門と留置管理部門の分離の徹底
- ・被疑者弁護の拡充

代用監獄の廃止の当否

死刑再審無罪4事件に現れているように代用監獄は冤罪の温床であるとの指摘がある。代用監獄を廃止し、捜査と一切のかかわりのない公平な第三者機関に被疑者の身柄拘束を委ねることが必要。(高木)

(イ) 起訴前保釈制度

【検討すべき事項】

我が国の捜査手続との関係

被疑者段階の身柄拘束の適正を確保するための他の方策の在り方(司法審査)

逮捕されればほとんどの場合勾留され、それが起訴・不起訴の決定まで継続し、その間に釈放されることはほとんどないのが現状であることを考えると、起訴前の保釈制度を創設することが必要。(高木)

(ウ) 被疑者と弁護人の接見交通の在り方

【検討すべき事項】

接見交通の現状

接見交通の充実のための方策(被疑者の公的弁護制度との関係など)

被疑者段階からの公的弁護の確立を前提に、弁護人との間の十分な接見交通権を確保することが重要。弁護人と被疑者との接見交通については、以前とは異なり現在の運用面では相当改善されているようであるが、現状で十分なのかあるいはルールをもっと明確化する必要はないか等検討する必要。(山本)

(エ) 令状審査・保釈請求に対する判断の在り方

【検討すべき事項】

令状審査・保釈請求に対する判断の実情

令状審査が形骸化している現状を踏まえ、令状審査の当事者主義化(現在は他方当事者である被疑者に証拠は示されず弁護人の手続への関与も保障されていない。)を図り、過度な身柄拘束を是正すべきである。保釈制度についても、「人質司法」と呼ばれる事態を解消するため、「罪証隠滅のおそれ」の要件を除外するか、より厳格な要件に変える必要がある。(高木)

被疑者の勾留、被告人の保釈については、時に捜査の便宜を重視した運用を感じるとの指摘もあり、犯罪の軽重や被疑者・被告人の社会的環境も配慮したきめの細かい運用が必要。(山本)

イ 取調べの適正を確保するための措置について

(ア) 我が国刑事司法における被疑者取調べの意義、役割(水原レポート1.-(1)・1頁)

(イ) 取調べの可視化(検証可能性)

【検討すべき事項】

目的、範囲・程度

取調べの機能との関係

具体的方策

弁護人による取調べへの立会い(参考資料 24)

虚偽自白、冤罪を防止するため、被疑者取調べに弁護人の立会いを認めることが必要である。弁護人の援助を受ける権利は取調室という密室の中にも及ぼさなければならない。(高木)

取調べ過程について一定の透明化を進めることは重要であるが、他方で、取調べ機能への阻害という要因も考慮する必要があり、例えば弁護人の立会いという方法は適切かどうか疑問がある。(山本)

電気的手段による記録(録音、録画等)(参考資料 25)

取調べが密室の中で行われることは捜査機関による人権の侵害の可能性があり、また、自白の任意性・信用性が争われる場合にその判断のプロセスで長期の審理期間が費やされることなどから、取調べ状況のテープ録音、ビデオ録画など可視化を図る制度を導入すべきである。(高木)

録音、録画という手段については、取り調べられる本人の意識の問題、第三者を含めたプライバシー侵害とならないような公判での用い方などクリアすべき問題もある一方で、調書の信頼性を担保し、公判での安易な調書の否認をなくすという捜査側のメリットもあり、議論を深める必要。(山本)

取調べ状況・過程の書面による記録の義務付け

取調べの日時等の記録も有効。(山本)

ウ その他

公的被疑者弁護制度、被疑者と弁護人の接見交通の在り方など

捜査機関と被疑者(被告人)側の実質的な対等を図る見地から、弁護側の防御のための証拠収集を可能とするため、弁護人へ一定の調査権限を付与することが必要。(高木)

被疑者段階からの公的弁護の確立を前提に、弁護人と被疑者との間の十分な接見交通を確保することが重要。(山本)(再掲)

(3) 検察官の起訴独占・訴追裁量権の在り方 (参考資料 20) (水原レポート3.- (2)-ウ・9 頁)

ア 検察官の起訴独占・訴追裁量権の意義・現状 (機能及び問題点等)

イ 検察官の起訴独占・訴追裁量権の改善のための諸方策

【検討すべき事項】 (国民の司法参加という観点からの検討も必要)

検察審査会の議決への法的拘束力の付与

- ・自動的に公訴提起の効力を認めるか。
- ・訴追進行主体いかん。
- ・無罪となった場合の国家賠償
- ・審査手続の在り方

その他検察審査会の機能強化

不起訴が相当とされるべき事案が起訴されたり、逆に起訴されるべき事案が不起訴とされることがないように、検察官の公訴権の行使について一定の評価やチェックを加える仕組みを強化すべき (検察審査会の議決への拘束力の付与、検察審査会に検察官の不起訴処分のみならず起訴処分に関する審査権限も付与すること、付審判請求手続の改善など)。(高木)

検察審査会のさらなる活用が考えられてよく、例えば、その起訴を求める判断に強制力を付与することを考える余地がある。(山本)

(4) 少年事件への対応

【検討すべき事項】

少年審判手続と刑事訴訟手続との関係 (「少年」の範囲)

刑事責任年齢の引き下げの要否等

少年事件捜査を、少年の特性に十分配慮して、違法・不当な捜査を抑制する方向で抜本的に改革すべき。そのため国費による被疑者弁護制度の創設、弁護人の取調べへの立会いや取調状況の録音などによる可視化、身柄拘束要件の厳格化などが必要。(高木)

必要的弁護士付添人制度、国費による弁護士付添人制度の創設が必要。(高木)(再掲)

証拠調べ請求権など審判での少年の防御権の確立。(高木)

少年の保護育成に重点を置いた理念や必要性は理解できるが、少年法の基本的な枠組み (例えば対象とする少年の範囲、刑事罰対象年齢の範囲など) については、同法制定時には予想もつかなかった物質的な豊かさの達成、様々な情報の氾濫、家庭・学校の社会教育機能の変化など構造的な社会変化とこれに伴う少年の意識変化を踏まえた再検討が必要なときにきている。(山本)

(5) その他

無罪事件に対する検察官上訴の在り方

甲山事件に見られるように無罪判決に対する検察官控訴には大きな人権侵害の危険性が伴う。上訴制度の本来的意義は誤判に対する救済手段であるから、被告人の上訴は認めても検察官の上訴を制限することには合理的根拠がある。(高木)

刑事司法における被害者の権利保護・救済

犯罪被害者救済制度は経済的な救済、援助を得ることができるばかりでなく、社会的な援助を得られる制度でなければならない。また、捜査機関、裁判所、弁護士は、被害者への十分な配慮を行う必要がある。(高木)

被害者等の刑事手続への参加の在り方については、被害者等の陳述のルール、法廷秩序維持に関する裁判官の権限・責任を明確化するなど弊害防止のための措置も考えながら、前向きな議論が必要。(山本)

被害者等への裁判情報提供の拡充(訴訟記録の閲覧・謄写、裁判の進行状況、裁判日時、加害者動向等)。(山本)

被害者等への経済的・精神的ケアの充実。(山本)

被害者等に配慮した取調べ・証人尋問、身辺保護。(山本)

刑事司法における障害者(被疑者・被告人、参考人)への配慮

知的障害者に対する取調べに、障害者の能力を補完する精神科医など本人の状態を十分に理解した知的障害者コミュニケーション支援者の立会いを付する制度を創設する必要。(高木)

死刑確定者に対するケア・権利保障

死刑確定者の面会・通信の自由の制限の仕方や死刑執行の完全秘密性など死刑確定者のケアや権利保障には問題があり、対応の改善をはかるべき。(高木)

重大犯罪に対する法定刑・量刑の在り方

現在の法定刑、量刑の在り方について国民の信頼が揺らいできている。死刑と無期懲役の間に大きな落差があることがその大きな原因となっており、有期刑の最高限(15年)の引上げや終身刑も議論されるべき。量刑における「相場主義」も問題であり、事案に則し国民感情と被害者感情をも踏まえた厳罰の適用をためらうべきではない。なお、仮出獄の判断の的確性の担保についても検証の必要性があり、保護観察制度を支える人的体制についても保護司への支援制度の充実等検討すべき。(山本)

犯罪報道の在り方

被疑者・被告人に対する無罪推定の原則は事件報道にあたっても貫かれるべきであり、少なくとも逮捕された事実をもって被疑者を犯人視するような報道は、報道機関による自主的努力によって克服される必要がある。(高木)

現在のマスコミ報道の在り方は、報道の自由の名の下に、被疑者のプライバシー、名誉を著しく傷つけるものとなっている。少年の場合だけでなく、成人被疑者について、どのような形でプライバシー保護を図るのか、被害者に関する報道の在り方を含めて、真剣な議論が必要。(山本)

5. 刑事司法に携わる人的体制(質量)の充実・強化

裁判所(家庭裁判所を含む)、検察庁、弁護士、処遇・矯正機関の人的拡充、質的充実(高木)

刑事司法に携わる人的体制の充実・強化(山本)

6. 陪審・参審制度と刑事手続の在り方

(国民の司法参加の中で審議する。)

陪審制度の復活(陪審制度を具体的に日本の刑事裁判に復活させていくためには、どんな条件整備が必要なのか、早急に検討に着手すべきである。)(高木)